

生徒指導提要

平成 22 年 3 月

●
文部科学省

図表6Ⅱ-9-1 <自殺の危険因子>どのような子どもに自殺の危険が迫っているのか？

- ・自殺未遂歴（自らの身体を傷つけたことがある）
- ・心の病（うつ病、統合失調症、摂食障害など）
- ・安心感の持てない家庭環境（虐待、親の心の病、家族の不和、過保護・過干渉など）
- ・独特の性格傾向（完全主義、二者択一思考、衝動的など）
- ・喪失体験（本人にとって価値あるものを喪う経験）
- ・孤立感（特に友だちとのあつれき、いじめ）
- ・事故傾性（無意識の自己破壊行動）

（文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防 2009年）

(2) 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則があります。これは、Tell、Ask、Listen、Keep safeの頭文字をとってまとめたものです。

T：子どもに向けて心配していることを言葉に出して伝えます。

A：真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

L：傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K：危険を感じたら、子どもをひとりにせずに一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

(3) 治療の原則

自殺の危険の高い児童生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

第10節 児童虐待への対応

1 児童虐待の定義と、発見・通告・支援制度

児童虐待は、古くからの課題ではありますが、近年になってクローズアップされ、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が施行され、学校の責任や役割も明確になってきました。

(1) 児童虐待の定義

「児童虐待防止法」によれば、児童虐待とは保護者が18歳未満の者に対して行う次の4種類を言います。

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（生じるおそれを含むので、外傷がある必要はありません）。

② 性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（ポルノの被写体にするなども含まれます）。

③ ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④などの虐待行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童生徒に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（家庭に配偶者間暴力があると、その家庭の子は虐待を受けたことになります）。

なお、保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合がありますが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要があります。

(2) 発見・通告

「児童虐待防止法」では、学校、児童福祉施設、病院などの団体や、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定めています。つまり、学校関係者は、児童虐待を早期に発見する義務を負っていると自覚し、努力することが求められています。

また、虐待の疑いがある児童生徒を発見したら、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと義務付けられています。なお、この通告は、児童委員（民生委員）に仲介してもらってもよいとされています。「児童虐待防止法」は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務を課しており、虐待があったと確証を得ることまで要求しているわけではありません。

通告を児童相談所にするのか、市町村にするのかという判断は、法律上規定はありません。日常の連携や児童生徒の保護の必要性なども考慮しつつも、通告者が判断すればよいことになります。また、この通告は公務員などの守秘義務に優先することが、法律上明記されています。なお、通告を受理した機関は、その通告した者を特定させるものを漏らしてはならない、と定められ、通告を行う抵抗感を減少する配慮がなされています。

(3) 支援制度

通告を受けた児童相談所や市町村は、速やかに子どもの安全を確認し、子どもや家族の状況などについて調査をするとともに、必要に応じて子どもを保護者から分離することもあります。このように、児童への援助は、家庭にいままで支援する在宅援助と、施設・里親で生活するなどの分離援助に分かれます。

在宅援助の基本は、要保護児童対策地域協議会という市町村のネットワークを活用した機関連携によるチーム支援です。虐待が生じる家族は、医療、教育、福祉など多様な問題が複合していることが多いため、一機関だけの援助では改善が難しいからです。

施設などへの分離援助については、学齢児の場合一般的には児童養護施設に入所することになりますが、障害児施設や児童自立支援施設などに入所することもあります。

2 学校の虐待対応

(1) 虐待対応の基本知識の確保

児童虐待は、児童生徒の命が奪われることだけが問題ではなく、心身の成長や行動面に大きな影響を与え、人格面でも問題を残すなど、人生全般に大きな問題を残しやすいことが分かっています。そこで学校は、虐待をなるべく早く発見して、関係機関と連携して対応することが求められていますし、そのためには上記1のような、虐待の定義やその影響、対応の仕組みなど虐待に関する正確な知識を持つことが大切です。

(2) 児童虐待の支援の意味

児童虐待は、保護者の根深い課題から生じ、その課題が児童生徒に深刻な傷として受け継がれることが大きな問題とされています。これは短期間で解決できる問題ではありません。家庭内に配偶者暴力がある場合は虐待と認定されることで分かるように、今日立った問題がなくとも、その児童生徒の心にどのような傷が残されていて、今後どのような問題を生じ得るかを念頭に支援を考える必要があります。少年院や児童自立支援施設に入所する子どもの多くが、虐待を受けてきたことが明らかになっています。児童虐待への対応とは、このような児童生徒の予測される課題に先手をうって支援しようとするものです。

(3) 児童虐待を見付ける

児童虐待は、その情報が学校にもたらされることで気付くこともあります。また学校が、児童生徒の服装や表情、行動の特徴から気付く力を持つことも大切です。虐待が背景にある行為には、多動、盗みや火遊びの繰り返し、自傷行為、激しい暴力やパニック、断続的な欠席、下校渋り（帰宅拒否）など、知識があれば気付くことのできる、特徴あるものが少なくありません。学校ではしばしば、いじめや非行、家出、不純異性交遊などの生徒指導上の課題とされたり、抑うつ状態や引きこもり、不登校などで教育相談の課題とされたり、また多動やコミュニケーションの難しさなどで特別な支援の必要性があったりするなど、様々な場面で対応する場合があります。いずれの場合も、児童虐待を見落とさない体制が求められます。そのためにも見極め（アセスメント）を行うことが、虐待に気付くのに有効です。

(4) 通告と連携による継続的支援

学校が単独で、保護者に対して直接注意し指導することが、虐待をより深刻化させることすらあります。児童虐待への対応の基本は、「一人（一機関）で抱え込まない」「疑わしきは通告と連携」です。通告は児童生徒と保護者を虐待から守る支援を開始するための手続です。そのためにも、疑いの段階で速やかに通告することが求められているのです。もっとも、通告しても、多くは保護者と分離されませんし、分離されてもいずれ家庭に戻り、通学してくることになります。そのため虐待の対応は、通告して終わるのではなく、児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会など、権限と守秘義務のあるネットワークの一員として、連携に基づいた支援を続けることが必要になります。

なお、学校は通告ととらえていても、児童相談所や市町村は相談ととらえる食い違いが生じることもあり得るので、時をおいても児童相談所などからの連絡がない場合は、学校から再度の通告をし、対応を要請することも重要な支援です。

コラム

要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会とは、子どもの虐待、非行、障害などに対する支援を目的とした、地域の子どもと家庭に対する援助のためのネットワーク会議のことである。平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年の法改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が明記された。会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で援助が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した援助を行うことが可能となる。

コラム

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」について

平成22年3月、文部科学省と厚生労働省は、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関して「児童虐待防止法」第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示す「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を策定し、都道府県・指定都市の教育委員会、福祉部門等あてに通知した。

第11節 家出

1 家出は非行の始まり

一般に、家出とは、正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為をいいます。家出そのものは犯罪ではありませんが、未成年者が保護者の保護・監督を離れた状況は、窃盗や恐喝などの犯罪のほか、薬物乱用、性非行、自殺などに結び付きやすく、また、様々な犯罪の被害に遭いやすいなど、健全育成上の多くの問題を含んでいます。家出は、「少年警察活動規則」などでいう、自己又は他人の徳性を害する行為である不良行為に当たり、補導の対象となります。家出少年の置かれている精神的に不安定な状況や、逃癖や反抗といった家出に至った背景などが、このような危険と結び付きやすいと考えられます。

また、家出には、数日家だけをあける、「プチ家出」と呼ばれるものがあります。この場合、夜遊びや友達の家泊まるなどして、数日間で自宅に戻ってくることや、最近は携帯電話などで連絡がつくため、保護者も軽く考えて、警察に捜索願を提出せず、真剣に探さないなどの傾向も見られます。しかし、家出が繰り返され、長期化するなどエスカレートし、非行に走り、福祉犯罪の被害に遭う危険性も高いものと考えする必要があります。

なお、警察が発見し、保護した家出少年の内訳は、男女の割合では女子がやや多く、学職別では中学生が最も多くなっています。